

第83号

発行編集
須坂市農業委員会
〒382-8511
須坂市大字須坂1528-1
☎026-248-9015

須坂市 農業委員会だより



ブドウの団地化めざして
荒廃農地を再生！



整備前の現地

仁礼福沢地籍の荒廃農地14筆、約1.5ヘクタールの整備が3月末で完了しました。これは農地中間管理機構を通じて賃貸借契約を締結、ブドウの団地化をめざして整備をしたもので、整備した14筆は、ここ10数年で荒廃化が一気に進み、山林化しつつあった農地です。整備にあたっては、農地中間管理事業の重点実施区域として「農地耕作条件改善事業」を導入、整備後はワイン用ブドウを中心としたブドウの圃場として新規就農者等が借り受けて耕作することになります。

主な内容

- 仁礼地区荒廃農地解消と農地パト結果
- 農業施策に関する意見書の回答要旨
- 下限面積の見直しについて
- 標準労賃、機械作業標準料金、賃借料情報
- 農業委員会活動記録
- おいしい！簡単！須坂健康レシピ
- 家族経営協定について

なお、昨年9月に実施した農地パトロール（利用状況調査）の結果、再生可能な荒廃農地の面積は、前年度の約88ヘクタールから85ヘクタールに、わずかで減少しました。農地を所与される方は、引き続き適切な管理をお願いします。また農地の貸借や売買のご相談は、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、または農林課・農業委員会事務局までお願いします。

農林課

☎026-248-9004

農業委員会事務局

☎026-248-9015



須坂市から「農業施策に関する意見書」の 回答がありました



昨年11月13日に提出した「農業施策に関する意見書」に対する回答書を、12月23日、三木正夫市長からいただきました。

この意見書は、「農業委員会等に関する法律」に基づき提出したものです。当日は、農業委員会から神林利彦会長、田中郁男会長職務代理、神林清治農業振興対策部会長、小林郁雄農地対策部会長、原千賀子農業後継者対策部会長が出席し、回答についての説明を受けました。

回答書の概要についてお知らせします。

Ⅰ 農業振興対策について

① 電気柵（特に急斜面）で改良や更新の必要な箇所が発生しているので張り替えられたい。

【回答】
具体的な箇所をご教示いただき、地元有害鳥獣対策委員会と協議をする中で、必要に応じて対応します。

② カラス対策として、再度果樹園にステンレス製防除ワイヤー設置の実証実験をされたい。また、ヒヨドリ、ムクドリ対策にも取り組まれない。

【回答】
現在、市内4地区で実証実験を行っておりますが、日滝地区では設置園と未設置園とで被害程度に差があったことを確認しております。また、別の地区ではワイヤーの破断が確認されましたので、ワイヤーの耐久性や効果的な設置方法について引き続き検証してまいります。

③ クマ、イノシシ、カラスの個体数調整を行い、特にクマについては、予察捕獲を可能とするよう県

に働きかけられたい。

【回答】
個体数調整は、主に被害場所で行われておりますが、今後も猟友会と連携を図り実施してまいります。

④ サルの捕獲及びブドウの食害が増えているハクビシンの駆除・捕獲をより一層努められたい。

【回答】
市の許可で捕獲可能なことから、捕獲体制の強化を図るため檻の貸し出しを行っております。本年はこれまで16頭の捕獲がありました。サルについては県の許可が必要で、例年、捕獲許可頭数に対しほぼ同数を捕獲しております。

⑤ 冬期間の有害鳥獣対策として、農作物の取り残しや畑への廃棄をしないよう農家に周知されたい。

【回答】
農作物取り残し等の防止については、市報のほか、有害鳥獣対策委員会情報交

換会や東地区の児童向け研修会等で周知をしております。引き続きインターネットをはじめ、様々な機会をとらえ周知に努めます。

二 農作業支援について
労働力確保に向けて、サポートセンターのPRと制度の充実をJAと連携しつつ図られたい。

【回答】
農家の人手不足は重要な課題と認識しており、ホームページや隣組回覧などでサポートセンターのPRを実施しています。

引き続きJAと連携してサポートセンターのPRに努めるとともに、作業の省力化などに関する情報発信についても進めてまいります。

三 農作物の品質向上及び病害虫防除対策について
①黒星病、腐らん病、晩腐病、せん孔細菌病、シンクイムシ等の防除に対して農薬代を補助されたい。

【回答】
病害虫防除については、まん延が懸念される場合の一時的な薬剤支援は検討しますが、常設的な支援は考えておりません。

なお、モモせん孔細菌病については、全国的な発生により国の補助制度が創設されておりあります。

②シャインマスカットの未開花現象及び未熟果の発生について関係機関と連携し、早急に対応策を示されたい。

【回答】
県によると、原因は依然不明で解明に向けて研究中のことです。引き続き県及びJAと連携して情報収集に努めてまいります。原因究明を待って具体的な対応策を検討したいと存じます。

四 盗難対策の強化について

農産物等の窃盗被害が多発しているため、監視カメラ等の設置に対して補助されたい。また、夜間巡回も効果的なので、農林課、農業委員会、関係機関が連携する中で実施されたい。

【回答】
防犯カメラ等の設置補助については、導入済みの農家との兼ね合いや財政的にも負担が大きいことから考えておりません。

夜間農地パトロールについては、来年度以降、農業委員会との合同実施をお願いします。

五 新型コロナウイルス禍における農業振興について
①原材料を輸入に頼る農産物や家畜用飼料等が、コロナ

禍の中であっても安定供給されるよう国及びJA等に働きかけをされたい。

【回答】
機会をとらえて、国及びJA等農業関係団体に働きかけてまいります。農業委員会におかれましても働きかけをお願いします。

②県産農産物の海外ブランド戦略がコロナ禍により停滞することがないよう輸出拡大・推進を県及びJAに要望されたい。

【回答】
市では県農産物等輸出事業者協議会の会員となり「長寿世界一NAGANOの食」をテーマに、海外視察などの販路促進活動を進めております。引き続き、輸出拡大及び推進について県及びJAに要望してまいります。

II 農地対策について
一 市道認定された農道の整備について

東地区は、市道認定された農道や畦道が多く、市道の修繕として要望してもすぐに対応していただけないこともあるので、要望が合った際は、できるだけ早急に対応いたしたい。

【回答】
限られた財源の中で、市内要望箇所について優先順位をつけて対応していますのでご理解とご協力をお願いいたします。

【回答】
なお、手づくり普請事業による対応も可能ですので、具体的な場所についてご相談ください。

二 須坂市遊休農地解消対策事業補助金について
本補助金は、所有者による解消に対して補助されませんが、所有者が解消して借り手を探すことも必要だと考えます。交付対象を所有者も含めるよう条件緩和を検討されたい。

また昨年、同一農地への再交付はしないとの回答でしたが、再考をお願いしたい。

【回答】
本補助金は、遊休農地解消とともに借り手の規模拡大に向けた支援をするもので、借り手が解消する方が、効率は良いと考えますので、自己所有地を自ら解消することへの補助は考えておりません。

なお、耕作者死亡または離農により管理できずに荒廃化した場合など、特別な事情がある場合の再交付については検討してまいります。

三 東日本台風災害後の荒廃農地対策について
福島地区では若手農業者らが堤外地の農地再編の取り組みを始めました。

当地区へ各種補助制度の活用や共同作業化等についての助言及び支援をお願いしたい。

また、堤外地の荒廃農地解消と保全管理を継続的に呼びかけるとともに、農地再編も視野に「人・農地プラン」策定についても検討されたい。

【回答】
福島地区の若手農業者による「大島地区再生を目指す会」の活動については、農林課も助言のため参加し、県補助金やスポンサー企業の確保といった支援に結び付けております。今後も支援を続けるとともに、市内の他地区へも同様の活動を広げてまいりたいと考えております。

なお、会では地区単独でのプラン策定を視野に活動しており、地元委員のご協力をお願いいたします。また、堤外地の農地を含め、ご自身で耕作できない方については、農地バンクへの登録をお願いしており、今後も定期的に市報等で広報してまいります。

四 「人・農地プラン」の

実質化について
「人・農地プラン」の実質化に向けて積極的に取り組むとともに、地域で必要とする施策等について、その実現に向けて支援されたい。
また、プラン実行に携わる農林課及び農業委員会の体制強化も検討された。

【回答】

「人・農地プラン」については、農業委員会の皆様から地域の情報をお伺いするなど、実質化に向けた取り組みを進めておりますが、今後、策定したプランに対するご意見を改めてお伺いさせていただく予定です。限られた職員数の中で体制強化が難しい状況です。で、農業委員・推進委員の皆様のご協力いただく中で、農業振興に努めてまいります。

Ⅲ 農業後継者対策について

① 新規就農者支援について
令和3年以降、日滝地区で新規就農者向け共同作業所が不足する可能性があるため、必要棟数の確保に向けて取り組まれました。

【回答】

市全体の研修生の人数や就農希望者の動向を見ながら対応してまいります。

お、地域に空き家や空き倉庫などの情報がありましたらお知らせください。

② Iターン就農希望者や移住希望者等の確保に向けて須坂市のPRを一層進めるとともに、Iターン就農希望者などがバンク登録された空き家を購入した場合の住宅改修費の助成についても検討されたい。

【回答】

本年は新型コロナ禍のため、Web相談会において本市のPRを実施しました。引き続き機会をとらえてPRしてまいります。
Iターン就農者等への住宅改修費の助成につきましては、市内在住の方との公平性に欠ける恐れもありますので、慎重に検討してまいります。

③ 定年就農希望者が、不安なく就農できるよう、また10年程度は農業に従事できるよう、技術指導や情報提供、特に小額投資で可能な農作物に関する情報や営農指導等について、関係機関と連携しながら取り組まれます。

【回答】

担い手不足が懸念される中、定年就農者は貴重な担い手だと認識しております。このことから、県では果樹

セミナーを、市でもJAと連携してモモ及び花きセミナーを開催し、情報提供や技術指導に努めております。来年度も一連の農作業を体験する機会を提供するため、モモセミナーを開催する予定です。

二 就農支援の充実等について
農家子弟が農業次世代人材投資事業の支援を受けようとする場合、新規参入と同等のリスクを負う必要があり、対象になることが難しいとの声があります。リスク要件の見直し等について国に要望されたい。

【回答】

農家子弟に対する要件緩和については、機会をとらえ引き続き国に要望してまいります。

なお、当市独自の制度として、農家子弟が、親元で研修を受ける際も新規就農研修給付金を給付しておりますので、該当者への周知をお願いいたします。



下限面積の見直しについて

農地を売買、貸借等をする場合、農業委員会の許可が必要です。この許可の基準のひとつに、「許可後の耕作面積が50アール以上になること（北海道を除く）」という下限面積の要件があります。

この下限面積を、農林水産省令で定める基準に従い農業委員会で独自に設定したものが「別段の面積」です。須坂市農業委員会では、令和3年3月総会において、別段面積の見直しを行い、令和3年度以降の下限面積は、左記のとおりとなりました。

設定区域	別段の面積
須坂地区・日滝地区・豊洲地区・日野地区・井上地区・高甫地区	40アール
大字相之島、大字村山及び大字福島の農地のうち、千曲川堤外地の農地	10アール
東地区(大字仁礼、大字亀倉、大字栃倉、大字米子、大字塩野、大字豊丘)	20アール
空き家に隣接する1アール以上10アール未満の農地	1アール

農業者年金に加入しませんか

老後の生活を支えるための備えとして農業者年金に加入しませんか。

○農業者年金の加入要件
○国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)

○年間60日以上農業に従事
○60歳未満
○農業者年金のメリット
○保険料の全額が社会保険料控除の対象になります。

○積立方式・確定拠出型で長期安定の制度で安心。
○終身年金で80歳前に死亡した場合は一時金が支給。

○保険料の額は経営状況などにより自由に設定可能(月額2万円〜6万7千円)問合せ

農業委員会事務局
☎026-1248-9015

JAながの須坂支所
☎026-1245-1300

全国農業新聞の購読を

全国農業新聞は、わかりやすい農業・農政の解説や経営・流通の最新情報等が満載で皆様の暮らしに役立ちます。

ぜひご購読ください。
【月4回金曜日発行
購読料・月700円(送料、税込み)】

(購読を希望される方は、農業委員・推進委員または農業委員会事務局までご連絡ください。)

市HPで確認できます



令和3年度 農作業標準労賃・機械作業標準料金

1 農作業標準労賃 これを目安に当事者間で十分協議してください。

作 業 名		単 位	金 額	備 考
稲 作 作 業	田 植 作 業	1 時間	900 円	植付準備作業、消毒作業含む
	一 般 作 業	〃	860 円	
畑作・花き	一 般 作 業	〃	860 円	
果 樹 作 業	剪 定 作 業	〃	1,820 円	接木作業含む
	技 術 作 業	〃	1,600 円	棚建て
	一 般 作 業	〃	860 円	袋かけ・摘果(花)・房切・摘粒作業 収穫荷造作業を含む
酪 農	搾 乳 作 業	〃	1,310 円	
き の こ	一 般 作 業	〃	860 円	

※ 最低賃金の改定により一般作業労賃が長野県の最低賃金を下回ることになった場合は、改定の日から県の最低賃金（時間額）を一般作業の標準労賃とします。

2 機械作業標準料金（税込）

作 業 名		単 位	金 額	備 考
機 械 作 業	水 田 耕 起	10a	8,300 円	15cm 耕起標準
	畑 耕 起	〃	8,300 円	礫混入畑、耕地の不整形、小面積 及び果樹園の場合は別に考慮する
	水 田 代 か き	〃	9,500 円	
	田 植 作 業	〃	10,200 円	植付のみ、標準は2条植
	稲刈結束（バインダー）	〃	11,000 円	結束ヒモ代含む
	脱穀（ハーベスター）	〃	11,000 円	乾燥のよいもの
	S S 防 除	〃	4,600 円	1 回、薬剤費別
	コ ン バ イ ン	〃	25,600 円	結束込み 結束なしは2,000 円減 機械運搬料は別途
	籾 自 動 乾 燥 機	1 kg	22 円	乾燥のよいもの
	草 刈 作 業	10a	4,600 円	乗用草刈機による作業
		1 時間	1,600 円	刈払機による作業
	バックホー（2 t 程度）	〃	5,300 円	機械運搬料は別途
	大型機械オペレーター労賃	〃	1,600 円	S S の運転も対象

※ 燃料費込み運転者付き
※ 機械のみを借りる場合は上記の7割程度

賃 借 料 情 報

令和2年1月から12月までに締結（公告）された市内の農地の
賃借料（10 アール当たりの年額）等は、以下のとおりでした。

農 地 区 分		平均額	最高額	最低額	データ数
水 田	平坦地	6,500円	10,300円	3,000円	13
	中山間地	データなし	データなし	データなし	0
樹園地	リンゴ	10,700円	20,000円	5,000円	24
	ブドウ	20,300円	34,200円	6,400円	37
	桃	5,800円	10,000円	3,500円	8
	梨	データなし	データなし	データなし	1
	プルーン	データなし	データなし	データなし	2
普 通 畑		6,600円	10,200円	3,900円	9

・平均と比較して著しく高額または低額な賃借料は、特殊取引として除外しました。
・金額は契約額のみで算出しているため、灌水代等については勘案していません。
・金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としました。
・データ数が公表すべき基準（5件）未満の場合は、「データなし」と表示しました。

※この情報は目安ですので、貸手と借手で十分な協議をして賃借料を決めてください。

